

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員の給与等（職員給与実態調査の結果）

令和6年職員給与実態調査の概要	1
〈県職員の給与等〉	
第1表 適用給料表別、部局別人員	2
第2表 適用給料表別平均経年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比	2
第3表 県職員給料表別平均給与月額	3
第4表 行政職給料表 学歴別、経年数別人員及び平均給料月額	4
第5表 本県職員と国家公務員との給料比較	4
第6表 扶養手当の支給状況	5
第7表 通勤手当の支給状況	6
第8表 住居手当の支給状況	7
第9表 単身赴任手当の支給状況	8
第10表 地域手当の支給状況	9
第11表 寒冷地手当の支給状況	9
〈市町村立学校職員の給与等〉	
第12表 適用給料表別平均経年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比	10
第13表 市町村立学校職員給料表別平均給与月額	11
第14表 扶養手当の支給状況	12
第15表 通勤手当の支給状況	13
第16表 住居手当の支給状況	14
第17表 単身赴任手当の支給状況	15
第18表 寒冷地手当の支給状況	16

## 2 民間の給与等（職種別民間給与実態調査の結果）

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	17
第19表 産業別、企業規模別調査事業所数	18
第20表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	19
第21表 職種別平均給与額等	20
第22表 民間における家族手当の支給状況	21
第23表 民間における通勤手当の支給状況	22
第24表 民間における寒冷地手当の支給状況	23
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	23

## 3 生計費

第26表 福島市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）	25
------------------------------------	----

4 労働経済指標の動き	
第27表 労働経済指標	28
5 人事院の報告及び勧告	
令和6年人事院勧告・報告の概要	31

※ 各種調査の詳細な結果は福島県人事委員会事務局ホームページに掲載しています。  
福島県トップページ>組織で探す>人事委員会事務局>給与  
>【職員の給与等に関する報告及び勧告】 よりご覧下さい。

# 1 職員の給与等

（職員給与実態調査の結果）  
（令和6年4月1日現在）

# 令和6年職員給与実態調査の概要

## 1 調査の目的

地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、職員の給与の実態を把握し、統計を整備するとともに、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査の時期

令和6年4月1日現在

## 3 調査の方法

各任命権者が作成した給与マスターファイルを基に、本委員会が本県総務部人事課の協力を得て集計した。

## 4 調査対象職員

調査対象職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例第56号）の適用を受ける職員（休職等の職員を除く。）である。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）附則第15項により給与が決定される職員は調査対象から除いている。

## 5 調査事項

### (1) 職員に関する事項

部局、経験年数、年齢、学歴、性別

### (2) 給与に関する事項

適用給料表、職務の級、号給、給料月額、諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当等）

## 第1表

### 適用給料表別、部局別人員

給料表 部局	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
知事	人 4,251	人 -	人 18	人 242	人 18	人 169	人 168	人 4,866
警察	433	3,356	-	25	-	-	2	3,816
教育委員会	211	-	149	28	-	1	1	390
高等学校等	309	-	4,073	-	-	12	-	4,394
その他	81	-	-	-	-	-	-	81
計 (構成比)	5,285 (39.0%)	3,356 (24.8%)	4,240 (31.3%)	295 (2.2%)	18 (0.1%)	182 (1.3%)	171 (1.3%)	13,547 (100.0%)

(注) 部局欄の「その他」は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局を示す。

## 第2表

### 適用給料表別平均経験年数、平均年齢、 学歴別人員構成比及び性別人員構成比

項目	給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
人員		人 5,285	人 3,356	人 4,240	人 295	人 18	人 182	人 171	人 13,547
平均経験年数		年 19.1	年 16.3	年 23.2	年 16.7	年 24.9	年 20.0	年 17.0	年 19.6
平均年齢		歳 41.4	歳 37.7	歳 46.1	歳 40.0	歳 49.7	歳 42.9	歳 39.3	歳 41.9
学歴別 人員構成比	大学卒	% 77.3	% 54.4	% 95.9	% 99.0	% 100.0	% 62.1	% 59.6	% 77.5
	短大卒	2.7	-	3.5	-	-	37.4	39.8	3.2
	高校卒	20.0	45.6	0.5	1.0	-	0.5	0.6	19.3
	中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-
性別 人員構成比	男性	70.0	89.3	56.9	76.9	72.2	42.3	4.7	69.7
	女性	30.0	10.7	43.1	23.1	27.8	57.7	95.3	30.3

### 第3表

## 県職員給料表別平均給与月額の様況

(職員のお与に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和6年4月1日現在							令和5年 4月1日現在
	給料	地域手当	給料の 特別調整額	扶養手当	住居手当	その他	合計 (給与月額)	給与月額
行政職	円 329,940	円 445	円 12,474	円 7,895	円 10,069	円 2,850	円 363,673	円 362,883
公安職	335,701	381	2,827	12,117	6,341	4,396	361,763	356,313
教育職	406,000	20	3,295	9,504	8,482	7,887	435,188	434,470
研究職	332,861	0	7,491	7,534	11,347	4,260	363,493	363,818
医療職(一)	523,978	94,353	48,922	16,806	5,956	263,191	953,206	957,149
医療職(二)	344,995	0	6,079	5,783	10,165	9,142	376,164	372,359
医療職(三)	324,751	0	1,462	4,480	8,460	1,276	340,429	343,792
合計	355,630	399	6,926	9,377	8,652	5,251	386,235	384,655

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、特地勤務手当等及び寒冷地手当である。

## 第4表

### 行政職給料表 学歴別、経験年数別人員及び平均給料月額

学歴 経験年数	人員計	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
1年未満	178	163	207,206	1	190,900	14	174,493
1年	156	139	210,727			17	178,947
2年	137	111	215,788	3	202,700	23	184,530
3年	140	112	220,488	3	209,067	25	189,736
4年	113	96	228,626	2	213,200	15	198,087
5年	101	77	234,184	3	219,933	21	205,610
6年	114	100	240,281	2	224,750	12	210,725
7年	133	117	246,116	2	232,850	14	214,821
8年	158	138	255,106	5	237,580	15	219,880
9年	142	113	266,088	4	243,850	25	228,792
10年	190	157	274,245	3	255,633	30	234,027
11年	216	190	283,904	9	263,756	17	239,588
12年	172	133	289,233	11	270,645	28	247,329
13年	158	132	296,555	4	278,350	22	258,818
14年	147	125	306,173	5	287,060	17	265,900
15年	102	79	324,835	3	298,467	20	275,750
16年	99	83	332,906	1	303,200	15	283,440
17年	70	55	344,247	4	310,550	11	285,636
18年	75	54	351,291	5	333,900	16	292,638
19年	90	74	360,638	1	345,200	15	306,407
20年	92	75	364,623	5	338,380	12	315,408
21年	86	62	369,997	2	359,700	22	327,850
22年	79	59	376,000	6	363,833	14	336,979
23年	91	75	387,239	2	371,450	14	344,850
24年	156	131	392,529	2	374,350	23	358,974
25年	154	117	394,886	4	375,900	33	364,745
26年	168	127	398,983	6	379,100	35	369,760
27年	152	106	401,127	6	381,033	40	372,280
28年	122	89	404,701	2	383,550	31	379,174
29年	128	102	408,508	6	379,333	20	376,905
30年	159	119	410,761	5	379,920	35	382,954
31年	160	116	418,139	5	381,100	39	386,279
32年	202	142	416,729	6	389,733	54	392,863
33年	198	148	420,911	3	392,000	47	394,717
34年	180	134	423,750	5	393,460	41	395,517
35年	183	131	422,892	3	398,767	49	398,286
36年	108	74	422,281	2	408,750	32	404,509
37年	70	30	418,483	2	404,500	38	401,353
38年	20			1	405,700	19	401,842
39年	26					26	404,162
40年以上	60					60	407,267
合 計	5,285	4,085	329,353	144	322,372	1,056	330,908
平均経験年数	19.1年	17.9年		19.9年		23.8年	

## 第5表

### 本県職員と国家公務員との給料比較

令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
100.4	100.4	100.1

(注) 地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与実態調査の結果に基づき、国の行政職俸給表(-)適用職員に相当する本県職員と国の行政職俸給表(-)適用職員の学歴別、経験年数別による平均給料額をラスパイレ方式によって比較したものであり、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数である。

## 第6表

### 扶養手当の支給状況

区分		給料表							計
		行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	
受給者		人 2,102	人 1,850	人 1,897	人 120	人 13	人 55	人 35	人 6,072
職員総数に対する 受給者の割合		% 39.8	% 55.1	% 44.7	% 40.7	% 72.2	% 30.2	% 20.5	% 44.8
受給者1人当たりの 平均手当額		円 19,851	円 21,981	円 21,243	円 18,521	円 23,269	円 19,136	円 21,886	円 20,921
支給 区 分 別 扶 養 親 族 の 状 況	配偶者	人 937	人 1,129	人 653	人 66	人 2	人 15	人 3	人 2,805
	扶養親族である子	2,950	3,027	2,960	152	24	83	62	9,258
	16歳の年度初め から22歳の年度 末までの子	1,091	582	1,132	43	6	25	24	2,903
	配偶者及び子以外の 扶養親族	113	27	122	9	3	-	1	275

第7表

通勤手当の支給状況

区分		給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	計	
受給者計			3,612人	2,278人	3,756人	257人	11人	144人	122人	10,180人	
職員総数に対する受給者の割合			68.3%	67.9%	88.6%	87.1%	61.1%	79.1%	71.3%	75.1%	
受給者1人当たりの平均手当額			20,584円	8,552円	16,745円	16,307円	37,222円	26,470円	17,340円	16,430円	
ア 交通機関等利用	64,000円以下の受給者	969	210	112	8	1	13	13		1,326	
	64,001円以上の受給者	114	5	18		1	4	2		144	
計		1,083	215	130	8	2	17	15		1,470	
イ 自転車のみ利用	2,000円の受給者	460	211	24	3	1	6	2		707	
	計	460	211	24	3	1	6	2		707	
ウ 自動車以外の原動機付きの交通用具利用	2,000円の受給者	15	18	1						34	
	2,300円の受給者	5	6	1						12	
	3,000円の受給者	1	6							7	
	3,700円の受給者	2	1							3	
	4,500円の受給者		1							1	
	5,200円の受給者	1								1	
	6,000円の受給者			1						1	
	6,700円の受給者										
	7,500円の受給者										
	8,200円の受給者										
	9,000円の受給者										
	9,700円の受給者										
	10,500円の受給者										
	11,200円の受給者										
	12,000円の受給者										
	12,700円の受給者										
	13,500円の受給者										
	14,200円の受給者										
	14,900円の受給者										
	16,700円の受給者										
	18,300円の受給者										
	20,000円の受給者										
	21,600円の受給者										
	23,000円の受給者	1									1
	24,700円の受給者										
	26,500円の受給者										
	28,200円の受給者										
30,000円の受給者											
31,800円の受給者											
33,500円の受給者											
35,300円の受給者											
小計		25	33	2						60	
高速自動車国道等利用	64,000円以下の受給者										
	64,001円以上の受給者										
小計		25	33	2						60	
エ 自動車等利用	3,000円の受給者	337	447	598	22	2	17	17		1,440	
	4,500円の受給者	278	363	463	31	1	16	22		1,174	
	5,900円の受給者	148	247	333	36	1	7	18		790	
	7,400円の受給者	114	156	264	37		9	5		585	
	8,900円の受給者	81	139	233	26		6	5		490	
	10,400円の受給者	91	98	243	13		6	5		456	
	11,900円の受給者	68	57	173	5		3	3		309	
	13,400円の受給者	61	55	113	8		2	3		242	
	14,900円の受給者	56	70	127	7		2	2		264	
	16,400円の受給者	53	31	118			1	1		204	
	17,900円の受給者	48	23	91	1			1		164	
	19,400円の受給者	49	18	88	2		3	2		162	
	20,900円の受給者	33	20	62	2		3			120	
	22,400円の受給者	16	12	51	1					80	
	23,900円の受給者	20	9	58						87	
	25,400円の受給者	21	11	47	1		1	1		82	
	26,900円の受給者	13	3	32	2					50	
	28,400円の受給者	18	6	30	6		1			61	
	29,800円の受給者	11	4	17	2		1			35	
	33,400円の受給者	41	10	36	5		3	2		97	
	36,600円の受給者	23		25	3		1	2		54	
	40,000円の受給者	15	2	18	1					36	
	43,100円の受給者	24	1	16	3		1	3		48	
	45,900円の受給者	26	1	12	2		2	2		45	
	49,400円の受給者	5		8	2			1		16	
	52,900円の受給者	9		4	1		1	1		16	
	56,400円の受給者	8		3				1		12	
60,000円の受給者	7		3	2					12		
63,500円の受給者	1		1	1					3		
67,000円の受給者	1								1		
70,600円の受給者	1		1					1	3		
小計		1,677	1,783	3,268	222	5	88	95		7,138	
高速自動車国道等利用	64,000円以下の受給者	17	1	57	5	2	3	2		87	
	64,001円以上の受給者	87		191	13		20	1		312	
小計		104	1	248	18	2	23	3		399	
計		1,781	1,784	3,516	240	7	111	98		7,537	
オ 交通機関等と自動車等の併用	64,000円以下の受給者	209	35	51	6		8	6		315	
	64,001円以上の受給者	54		33			1	2	1	91	
計		263	35	84	6		1	7		406	
ア及びオのうち新幹線を利用して通勤している職員			611人	54人	135人	1人	2人	13人	11人	827人	

## 第8表

### 住居手当の支給状況

#### 1 職員に係る住居手当

区分	給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受給者計		人 2,040	人 806	人 1,339	人 126	人 4	人 70	人 55	人 4,440
職員総数に対する 受給者の割合		% 38.6	% 24.0	% 31.6	% 42.7	% 22.2	% 38.5	% 32.2	% 32.8
11,000円以下の受給者		1	-	-	-	-	-	-	1
11,100円以上 28,000円未満の受給者		932	369	454	51	1	29	28	1,864
28,000円の受給者		1,107	437	885	75	3	41	27	2,575
受給者1人当たり 平均手当額		円 26,084	円 26,401	円 26,859	円 26,566	円 26,800	円 26,429	円 26,302	円 26,398

#### 2 配偶者等の借家・借間等に係る住居手当

区分	給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受給者		人 28	人 24	人 4	人 -	人 -	人 -	人 -	人 56
受給者1人当たり 平均手当額		円 13,889	円 13,525	円 14,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 13,741

第9表

単身赴任手当の支給状況

区分		給料表							
		行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受給者計		人 252	人 298	人 107	人 6	人 1	人 5	人 2	人 671
職員総数に対する 受給者の割合		% 4.8	% 8.9	% 2.5	% 2.0	% 5.6	% 2.7	% 1.2	% 5.0
受給者1人当たりの 平均手当額		円 38,063	円 34,275	円 35,869	円 36,667	円 40,000	円 39,200	円 38,000	円 36,030
距離 別 内 訳	100km未満 (30,000円)	人 35	人 155	人 39	人 1	人 -	人 -	人 -	人 230
	100km以上 150km未満 (38,000円)	142	106	41	5	-	2	2	298
	150km以上 200km未満 (40,000円)	52	26	17	-	1	3	-	99
	200km以上 250km未満 (42,000円)	9	4	6	-	-	-	-	19
	250km以上 300km未満 (44,000円)	10	5	3	-	-	-	-	18
	300km以上 500km未満 (46,000円)	-	1	1	-	-	-	-	2
	500km以上 700km未満 (54,000円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	700km以上 900km未満 (62,000円)	4	1	-	-	-	-	-	5
	900km以上1,100km未満 (70,000円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,100km以上1,300km未満 (76,000円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,300km以上1,500km未満 (82,000円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,500km以上2,000km未満 (88,000円)	-	-	-	-	-	-	-	-
	2,000km以上2,500km未満 (94,000円)	-	-	-	-	-	-	-	-
2,500km以上 (100,000円)	-	-	-	-	-	-	-	-	

## 第10表

### 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分	計	東京都 のうち 特別区 20/100	大阪府 のうち 大阪市 16/100	愛知県 のうち 名古屋市 15/100	北海道 のうち 札幌市 3/100	人事委員会が定める 公署等の所在する地域			異動保障 による 地域手当
						埼玉県さいたま市 千葉県千葉市 15/100	宮城県仙台市 6/100	岐阜県可児市 3/100	
区 分									
支給人員 (構成比)	人 82 (100.0%)	人 38 (46.3%)	人 5 (6.1%)	人 3 (3.7%)	人 4 (4.9%)	人 2 (2.4%)	人 5 (6.1%)	人 1 (1.2%)	人 24 (29.3%)
平均手当月額	円 45,288	円 66,479	円 57,501	円 52,350	円 12,198	円 47,393	円 17,461	円 8,724	円 20,968

(注) 異動保障による地域手当とは、国家公務員（警察官に限る。）又は給料表の適用を受けない地方公務員（警察官に限る。）であった者が、給料表（公安職給料表に限る。）の適用を受ける職員となり、当該給料表の適用を受けることとなった日の前日に地域手当の支給を受けていた場合、給料表の適用日から以後二年を経過する日までの期間内、地域手当を支給する。

## 第11表

### 寒冷地手当の支給状況

#### 1 札幌市以外の地域に在勤する職員

給料表		行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
ある世帯主 職員の 世帯主	扶養親族あり	人 249	人 258	人 381	人 57	人 0	人 10	人 4	人 959
	その他の世帯主	493	251	409	109	1	22	21	1,306
その他の世帯主		84	17	154	10	0	5	4	274
合 計		826	526	944	176	1	37	29	2,539
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 5,084	円 5,765	円 5,335	円 5,208	円 4,250	円 4,946	円 4,524	円 5,318

#### 2 札幌市に在勤する職員

給料表		行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
ある世帯主 職員の 世帯主	扶養親族あり	人 2	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 2
	その他の世帯主	2	0	0	0	0	0	0	2
その他の世帯主		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		4	0	0	0	0	0	0	4
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 7,588	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 7,588

第12表

適用給料表別平均経験年数、平均年齢、  
学歴別人員構成比及び性別人員構成比

項目		給料表	高等学校 教育職	小学校・中学校 教育職	事務職	医療職	計
人		員 (構成比)	47人 (0.5%)	8,390人 (93.8%)	443人 (5.0%)	68人 (0.8%)	8,948人 (100.0%)
平均経験年数			26.8年	22.0年	22.6年	20.1年	22.0年
平均年齢			49.5歳	44.9歳	41.2歳	41.2歳	44.7歳
学歴別 人員構成比	大学卒		89.4%	94.3%	—%	1.5%	88.9%
	短大卒		10.6	5.6	—	98.5	6.1
	高校卒		—	0.1	100.0	—	5.0
	中学卒		—	—	—	—	—
性別 人員構成比	男性		25.5	42.1	30.7	4.4	41.2
	女性		74.5	57.9	69.3	95.6	58.8

## 第13表

### 市町村立学校職員給料表別平均給与月額の様況

(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和6年4月1日現在							令和5年 4月1日現在
	給料	地域手当	管理職 手当	扶養手当	住居手当	その他	合計 (給与月額)	給与月額
高等学校 教育職	円 425,511	円 0	円 3,606	円 5,691	円 5,185	円 6,349	円 446,342	円 448,516
小学校・ 中学校教育職	384,743	0	6,733	6,864	7,136	9,769	415,245	417,079
事務職	320,423	0	0	5,888	7,371	3,509	337,191	337,477
医療職	318,763	0	0	7,522	5,518	3,508	335,311	335,094
合計	381,272	0	6,332	6,814	7,125	9,393	410,936	412,635

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当等及び寒冷地手当である。  
 3 高等学校教育職給料表は市立特別支援学校の教育職員が、医療職給料表は学校栄養職員が適用を受けている。

第14表

扶養手当の支給状況

区分		給料表	高等学校 教育職	小学校・中学校 教育職	事務職	医療職	計
			人	人	人	人	人
受給者			15	2,804	125	24	2,968
職員総数に対する受給者の割合			31.9%	33.4%	28.2%	35.3%	33.2%
受給者1人当たりの平均手当額			17,833円	20,537円	20,868円	21,313円	20,544円
支給区 分別扶養 親族の 状況	配偶者		5人	810人	10人	1人	826人
	扶養親族である子		18	4,204	195	44	4,461
	16歳の年度初めから22歳の 年度末までの子		11	1,804	94	13	1,922
	配偶者及び子以外の扶養親族		-	194	19	-	213

第15表

通勤手当の支給状況

区 分		給料表	高等学校 教育職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計	
			45 人	7,584 人	395 人	60 人	8,084 人	
受 給 者 計			45 人	7,584 人	395 人	60 人	8,084 人	
職 員 総 数 に 対 す る 受 給 者 の 割 合			95.7 %	90.4 %	89.2 %	88.2 %	90.3 %	
受 給 者 1 人 当 た り の 平 均 手 当 額			6,579 円	9,905 円	9,289 円	9,983 円	9,857 円	
ア 交通機関等利用	64,000円以下の受給者		2	25	4		31	
	64,001円以上の受給者			3			3	
	計		2	28	4		34	
イ 自転車のみ利用	2,000円の受給者			10	1		11	
	計			10	1		11	
ウ 自動車以外の原 動機付きの交通用 具利用	2,000円の受給者				1		1	
	2,300円の受給者							
	3,000円の受給者			1			1	
	3,700円の受給者							
	4,500円の受給者			1			1	
	小 計			2	1		3	
	高速自動車 国道等利用	64,000円以下の受給者						
		64,001円以上の受給者						
		小 計			2	1		3
	エ 自動車等利用	3,000円の受給者		10	1,167	50	12	1,239
4,500円の受給者			13	1,122	60	3	1,198	
5,900円の受給者			12	975	53	9	1,049	
7,400円の受給者			1	831	51	4	887	
8,900円の受給者			2	688	41	5	736	
10,400円の受給者			1	549	45	7	602	
11,900円の受給者			2	412	18	3	435	
13,400円の受給者				318	11	2	331	
14,900円の受給者				280	17	4	301	
16,400円の受給者				251	8	2	261	
17,900円の受給者				197	6	4	207	
19,400円の受給者				148	5	1	154	
20,900円の受給者			1	116	6		123	
22,400円の受給者				79	5	1	85	
23,900円の受給者				58	1	2	61	
25,400円の受給者			1	73			74	
26,900円の受給者				44	2		46	
28,400円の受給者				43	2		45	
29,800円の受給者				28	2		30	
33,400円の受給者				51	2	1	54	
36,600円の受給者				37	1		38	
40,000円の受給者				11	2		13	
43,100円の受給者				11			11	
45,900円の受給者				7			7	
49,400円の受給者								
52,900円の受給者				4			4	
56,400円の受給者								
60,000円の受給者								
63,500円の受給者								
67,000円の受給者				1			1	
70,600円の受給者				1			1	
小 計			43	7,502	388	60	7,993	
高速自動車 国道等利用		64,000円以下の受給者			10	1		11
	64,001円以上の受給者			26			26	
	小 計			36	1		37	
計		43	7,538	389	60	8,030		
オ 交通機関等と 自動車等の併用	64,000円以下の受給者			1			1	
	64,001円以上の受給者			5			5	
	計			6			6	
ア及びオのうち新幹線を利用して通勤している職員			人	7人	人	人	7人	

## 第16表

# 住居手当の支給状況

### 1 職員に係る住居手当

区分	給料表	高等学校 教育職	小学校・中学校 教育職	事務職	医療職	計
受給者計		9人	2,238人	125人	15人	2,387人
職員総数に対する受給者の割合		19.1%	26.7%	28.2%	22.1%	26.7%
11,000円以下の受給者		－	1	－	－	1
11,100円以上 28,000円未満の受給者		2	792	63	11	868
28,000円の受給者		7	1,445	62	4	1,518
受給者1人当たりの平均手当額		27,078円	26,750円	26,123円	25,013円	26,708円

### 2 配偶者等の借家・借間等に係る住居手当

区分	給料表	高等学校 教育職	小学校・中学校 教育職	事務職	医療職	計
受給者		－人	7人	－人	－人	7人
受給者1人当たりの平均手当額		－円	14,000円	－円	－円	14,000円

第17表

単身赴任手当の支給状況

区分		給料表	高等学校 教育職	小学校・中学校 教育職	事務職	医療職	計
			人	人	人	人	人
受給者計			-	125	-	-	125
職員総数に対する受給者の割合			- %	1.5 %	- %	- %	1.4 %
受給者1人当たりの平均手当額			- 円	35,792 円	- 円	- 円	35,792 円
距離 別 内 訳	100 km未満 (30,000 円)		-	42	-	-	42
	100 km以上 150 km未満 (38,000 円)		-	57	-	-	57
	150 km以上 200 km未満 (40,000 円)		-	22	-	-	22
	200 km以上 250 km未満 (42,000 円)		-	4	-	-	4
	250 km以上 300 km未満 (44,000 円)		-	-	-	-	-
	300 km以上 500 km未満 (46,000 円)		-	-	-	-	-
	500 km以上 700 km未満 (54,000 円)		-	-	-	-	-
	700 km以上 900 km未満 (62,000 円)		-	-	-	-	-
	900 km以上 1,100 km未満 (70,000 円)		-	-	-	-	-
	1,100 km以上 1,300 km未満 (76,000 円)		-	-	-	-	-
	1,300 km以上 1,500 km未満 (82,000 円)		-	-	-	-	-
	1,500 km以上 2,000 km未満 (88,000 円)		-	-	-	-	-
2,000 km以上 2,500 km未満 (94,000 円)		-	-	-	-	-	
2,500 km以上 (100,000 円)		-	-	-	-	-	

第18表

寒冷地手当の支給状況

札幌市以外の地域に在勤する職員

給料表 世帯等の区分		高等学校 教育職	小学校・中学校 教育職	事務職	医療職	計
あ世帯 職主 員で	扶養親族あり	人 0	人 794	人 45	人 7	人 846
	その他の世帯主	0	1,039	62	9	1,110
その他の世帯主		0	519	44	7	570
合計		0	2,352	151	23	2,526
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 0	円 5,058	円 4,849	円 4,854	円 5,044

## 2 民間の給与等

（職種別民間給与実態調査の結果）  
（令和6年4月現在）

# 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

## 2 調査の内容等

### (1) 調査の内容

- ア 令和5年8月から令和6年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 令和6年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 令和6年4月分の初任給の状況

### (2) 調査期間

令和6年4月22日(月)～令和6年6月14日(金)

## 3 調査機関

福島県人事委員会、人事院及び各都道府県等人事委員会

## 4 調査の範囲等

### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 866事業所

### (2) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から174事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第16表のとおりである。

### (3) 調査対象従業員

雇用期間の定めのない従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

### (4) 集計

ア 調査実人員は、行政職相当職種が5,576人（初任給関係 343人、初任給関係以外 5,233人）であり、その他の職種が456人（初任給関係 8人、初任給関係以外 448人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は41,933人であり、このうち、行政職相当職種は33,174人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## 第19表

### 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 153	事業所 58	事業所 63	事業所 32
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	11	3	4	4
製 造 業	76	21	39	16
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	27	15	5	7
卸 売 業 , 小 売 業	8	2	5	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	1	1	-	-
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サ ー ビ ス 業	30	16	10	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が19所あった。
- 2 調査対象事業所174所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた172所に占める調査完了事業所153所の割合（調査完了率）は、89.0%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第20表

職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	企業規模計				
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	215,510	221,724	210,035	217,340
		短 大 卒	205,799	212,000	199,920	—
		高 校 卒	195,893	200,150	194,494	191,200
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	258,314	267,763	238,607	207,583
		短 大 卒	211,010	219,167	209,599	188,700
		高 校 卒	198,755	199,438	198,611	192,229
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	235,956	250,388	215,887	212,018
		短 大 卒	209,348	215,716	207,150	188,700
		高 校 卒	197,913	199,566	196,991	191,920

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第21表

職 種 別 平 均 給 与 額 等

企業規模計

職 種 名	調 査 実人数	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			職種の定義	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	13	54.3	733,627	18,576	715,051	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	10	56.7	817,935	0	817,935	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	148	53.1	697,883	6,506	691,377	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	技 術 部 長	119	52.4	603,760	3,773	599,987	同 上
	事 務 部 次 長	58	52.5	509,305	6,728	502,577	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	技 術 部 次 長	35	53.3	511,949	1,105	510,844	同 上
	事 務 課 長	337	49	504,284	21,333	482,951	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	293	48.8	530,522	6,634	523,888	同 上
	事 務 課 長 代 理	116	47.9	431,163	24,768	406,395	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技 術 課 長 代 理	77	47.7	500,448	45,838	454,610	同 上
	事 務 係 長	441	47.1	391,784	46,266	345,518	{ 係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	277	47.1	467,932	73,073	394,859	同 上
	事 務 主 任	266	42.5	330,425	35,631	294,794	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	技 術 主 任	205	44.5	495,972	84,031	411,941	同 上
事 務 係 員	1,441	39.3	304,825	30,916	273,909		
技 術 係 員	1,397	39.8	370,625	47,812	322,813		

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。  
 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。  
 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

## 第22表

### 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		82.6%
	配偶者に家族手当を支給する	(69.1%)
	子に家族手当を支給する	(78.9%)
家族手当制度がない		17.4%
扶養家族の 構成別 支給月数	配偶者	12,534円
	配偶者と子1人	18,649円
	配偶者と子2人	24,072円
	子1人のみ	9,049円
	子2人のみ	18,098円
	子3人のみ	27,391円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

## 第23表

### 民間における通勤手当の支給状況

#### 1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
92.8 %	(52.1) %	(4.6) %	(36.1) %	(7.2) %	7.2 %

(注) ( ) 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

#### 2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	
51.6 %	(66.8) %	(0.0) %	(17.4) %	(15.8) %	48.4 %

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ( ) 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

## 第24表

### 民間における寒冷地手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	50.7%
支給しない	49.3%
札幌市に所在する事業所における 平均支給年額（世帯主の場合）	129,982円

（注） 調査対象は、北海道に所在する事業所である。（人事院令和6年職種別民間給与実態調査資料より引用）

備考 職員の場合、札幌市における寒冷地手当の現行支給年額（世帯主である扶養親族のある職員の場合）は、116,800円である。

## 第25表

### 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

（単位：％）

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
		一定率 （額）分	考課 査定分	一定率 （額）分	考課 査定分	一定率 （額）分	考課 査定分
規 模 計	規 模 計	55.4	44.6	50.8	49.2	50.3	49.7
	500人以上	54.1	45.9	46.0	54.0	45.8	54.2
	100人以上500人未満	56.2	43.8	53.9	46.1	53.2	46.8
	50人以上100人未満	55.9	44.1	53.1	46.9	52.3	47.7

# 3 生 計 費

## 第26表

### 福島市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和6年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	32,520	41,340	53,730	66,120	78,510
住居関係費	42,190	47,280	43,590	39,890	36,200
被服・履物費	8,110	7,580	11,570	15,560	19,550
雑費Ⅰ	20,970	28,750	44,060	59,380	74,700
雑費Ⅱ	8,880	16,020	20,130	24,240	28,360
計	112,670	140,970	173,080	205,190	237,320

#### 標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和6年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。なお、家計調査における福島市の勤労者世帯の集計世帯数は、42世帯である。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（福島市・勤労者世帯）における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が算定した全国の費目別標準生計費を本県に置き換える方式で算定した。

## 4 労働経済指標の動き

第27表

# 労 働 経

項 目		年 月		令和5年	5 月	6 月	7 月	
				4 月				
賃	①きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	金額(千円)	310.9	307.7	309.5	309.8	
			前年同月比(%)	1.0	2.1	1.8	2.0	
		福 島 県	金額(千円)	270.2	267.1	271.3	271.3	
			前年同月比(%)	△1.8	△0.8	△1.6	△1.0	
	金	②所定内給与 (調査産業計)	全 国	金額(千円)	285.1	283.5	285.2	285.0
				前年同月比(%)	1.2	2.2	1.8	2.1
福 島 県			金額(千円)	248.5	247.0	250.7	250.7	
			前年同月比(%)	△0.4	0.2	△0.4	△0.1	
③所定外給与 (調査産業計)		全 国	金額(千円)	25.7	24.2	24.3	24.8	
			前年同月比(%)	△1.1	0.8	1.2	0.7	
	福 島 県	金額(千円)	21.8	20.1	20.5	20.6		
		前年同月比(%)	△15.3	△12.3	△13.2	△11.2		
労働時間	④総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	時間数(時間)	148.3	140.9	149.7	146.3	
		福 島 県	時間数(時間)	154.1	144.6	156.3	151.5	
	⑤所定外労働時間数 (調査産業計)	全 国	時間数(時間)	12.6	11.7	11.9	12.0	
		福 島 県	時間数(時間)	12.0	11.2	11.6	11.4	
消費	⑥二人以上の世帯	全 国	金額(千円)	303.1	286.4	275.5	281.7	
			前年同月比(%)	△0.5	△0.4	△0.5	△1.3	
		福 島 市	金額(千円)	288.4	306.9	340.6	306.2	
			前年同月比(%)	△0.1	18.4	15.9	14.4	
	支	⑦二人以上の世帯のうち 勤労者世帯	全 国	金額(千円)	344.2	311.8	298.4	306.3
				前年同月比(%)	0.0	△1.0	△0.7	△3.6
福 島 市			金額(千円)	309.5	311.0	394.7	316.7	
			前年同月比(%)	△12.8	8.8	20.7	4.9	
物	⑧消費者物価指数	全 国	前年同月比(%)	3.5	3.2	3.3	3.3	
		福 島 市	前年同月比(%)	2.8	2.8	3.5	3.8	
	⑨国内企業物価指数	全 国	前年同月比(%)	5.8	5.1	4.1	3.6	
雇	⑩常用雇用指数 (調査産業計)	全 国	前年同月比(%)	0.7	0.8	0.6	0.7	
		福 島 県	前年同月比(%)	△0.2	△0.4	△0.6	△0.4	
	⑪有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	倍 率(倍)	1.32	1.32	1.31	1.30	
		福 島 県	倍 率(倍)	1.41	1.41	1.40	1.39	
	用	⑫新規求人倍率 (季節調整値)	全 国	倍 率(倍)	2.25	2.32	2.31	2.27
			福 島 県	倍 率(倍)	2.08	2.06	2.10	2.00

(資料出所) ①②③④⑤⑩⑪⑫：厚生労働省（毎月勤労統計調査等）、⑥⑦⑧：総務省（家計調査等）、⑨：日本銀行

# 济 指 標

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和6年 1 月	2 月	3 月	4 月
307.3	308.6	311.0	310.9	311.2	306.3	308.1	312.1	316.5
1.8	1.5	1.8	1.7	1.7	1.2	1.9	2.1	2.3
269.9	268.8	270.8	269.6	269.3	268.4	270.5	269.2	271.8
△ 2.0	△ 2.6	△ 2.0	△ 1.9	△ 1.5	1.5	2.5	1.3	0.8
283.2	284.2	285.6	285.2	285.8	282.7	284.2	287.2	291.3
2.0	1.6	2.0	1.9	2.1	1.5	2.2	2.3	2.5
249.3	247.5	248.9	247.6	247.6	248.4	249.5	248.9	251.4
△ 1.0	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.0	△ 0.4	2.2	2.7	1.8	1.4
24.2	24.4	25.4	25.7	25.4	23.6	23.9	24.9	25.2
△ 0.1	0.2	△ 0.1	0.2	△ 1.9	△ 3.1	△ 2.5	△ 1.1	△ 2.1
20.6	21.3	22.0	21.9	21.7	20.0	21.1	20.3	20.4
△ 12.7	△ 12.1	△ 10.7	△ 11.7	△ 11.7	△ 6.9	△ 0.5	△ 5.2	△ 5.8
139.3	143.4	146.4	146.3	143.3	135.7	139.7	141.9	147.5
143.4	149.2	151.5	151.3	149.1	138.1	144.3	144.7	149.8
11.2	12.0	12.5	12.3	12.1	11.2	11.7	12.2	12.2
10.9	11.9	12.3	12.1	11.8	9.5	10.2	10.1	9.8
293.2	283.0	302.0	286.9	329.5	289.5	279.9	318.7	313.3
1.1	0.7	1.3	0.3	0.4	△ 4.0	2.8	1.9	3.4
294.7	337.6	337.4	267.8	346.1	334.5	367.8	308.3	289.8
△ 13.3	19.3	18.4	△ 3.2	△ 3.9	11.9	25.1	15.2	0.5
311.5	311.7	330.6	301.7	348.9	313.2	307.8	353.8	345.0
△ 3.4	△ 0.7	0.6	△ 2.1	△ 1.4	△ 5.4	3.0	4.1	3.2
292.7	332.4	352.9	263.6	392.7	426.1	352.4	355.8	314.1
△ 1.1	△ 3.2	12.3	△ 14.9	5.1	18.8	3.8	16.5	1.5
3.2	3.0	3.3	2.8	2.6	2.2	2.8	2.7	2.5
3.6	3.7	3.8	3.2	2.6	2.4	3.4	3.1	3.4
3.4	2.2	1.1	0.5	0.3	0.3	0.7	0.9	1.1
0.7	0.8	0.8	1.0	1.1	0.9	1.0	1.2	1.1
△ 0.7	△ 0.5	△ 0.1	0.0	0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.1	0.3
1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26
1.37	1.37	1.39	1.38	1.35	1.30	1.30	1.34	1.30
2.31	2.25	2.25	2.25	2.25	2.28	2.26	2.38	2.17
1.97	2.08	2.14	1.95	1.87	2.06	1.94	2.04	1.87

## 5 人事院の報告及び勧告

# 本年の給与勧告のポイント①

## 民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- 【月例給】官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引上げ改定
- 【ボーナス】0.10月分引上げ（年間：4.50月→4.60月）
- 【給与制度のアップデート】 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
  - ①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

※ 官民較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善  
官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

## 給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

1

# 本年の給与勧告のポイント②

**月例給** [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較]《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳]
  - ⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返し分<sup>(※)</sup> 1,267円]
  - ※俸給の改定により諸手当の額が増減する分
- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**
  - 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
  - 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円
- ▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
  - ※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
  - ※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

**ボーナス** [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較]《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間の支給割合…4.60月
- ✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月
- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ  
年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)
- ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分ずつ均等に配分

		6月期		12月期	
令和6年度	期末手当	1.225月(支給済み)		1.275月(現行1.225月)	
	勤勉手当	1.025月(支給済み)		1.075月(現行1.025月)	
7年度	期末手当	1.25月		1.25月	
	以降 勤勉手当	1.05月		1.05月	

**寒冷地手当** 《手当額改定：令和6年4月1日実施、支給地域改定：令和7年4月1日実施》

- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

2

# 給与制度のアップデート 基本的な考え方

## 対応すべき課題

### ① 人材の確保への対応

潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、採用市場での競争力を向上

### ② 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映した処遇とするとともに、全国各地での行政サービス提供維持のため人事配置を円滑化

### ③ ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応

職員の選択を後押しし、様々な形での活躍を支援

### 若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、初任給等若年層の給与水準の引上げ

### 職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準とするなど処遇を改善

### 能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に勤務成績反映ができるよう措置

## 6つの観点で給与制度を整備

### 地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し

### 採用や異動をめぐる様々なニーズへの対応

人材確保の困難性や、ライフスタイルの多様化を踏まえ、採用・人事配置の円滑化のため、通勤手当・単身赴任手当や再任用された職員の諸手当を見直し

### その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を踏まえたものとするため、扶養手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

3

# 給与制度のアップデート 措置内容 ①俸給

## 係員級：新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
  - ✓ 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上
  - ✓ 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
  - ✓ 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるよう見直し
  - ✓ 上位の昇給区分の職員割合を係長級～課長補佐級と同様の割合に引上げ（現行20%→見直し後25%）

## 【行政職俸給表(一)の初任給】

	総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)
改定前	200,700円	196,200円	166,600円
改定後	230,000円	220,000円	188,000円
	+29,300円 (+14.6%)	+23,800円 (+12.1%)	+21,400円 (+12.8%)
本府省勤務の場合	284,800円	271,200円	232,800円

(注)「本府省勤務の場合」は、地域手当(20%)及び本府省業務調整手当を含む。

## 係長級～本府省課長補佐級：俸給の最低水準の引上げ等

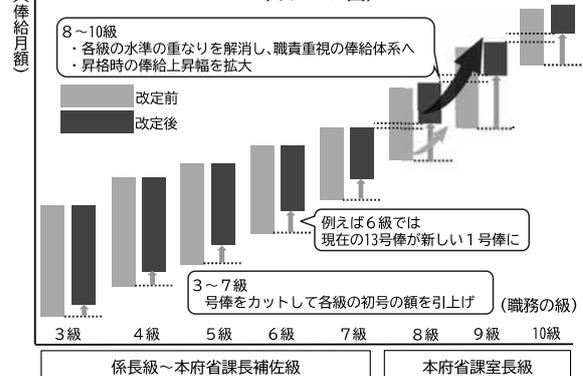
- 初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ(最大3.5万円)
  - ✓ 若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

## 本府省課室長級：職責重視の俸給体系への見直し

- 各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消
  - ✓ より職責を重視した俸給体系となるよう大幅見直し
- 昇格時の俸給上昇幅(最大5万円の上昇)拡大
  - ✓ 昇格により給与が大きく上昇する仕組みに
- 昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給でも更なる給与上昇を確保

※行政職(一)、専門行政職、税務職、公安職(一)(二)、教育職(一)、研究職、医療職(一)に導入

## 【係長級～本府省課室長級の俸給水準(行政職俸給表(一))】 (イメージ図)



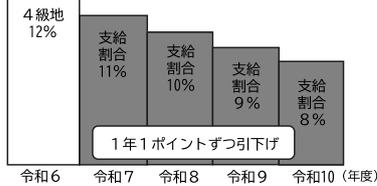
4

# 給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

## 地域手当の大きくり化等

- 支給地域の単位の広域化
  - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
  - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
  - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
  - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ、引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

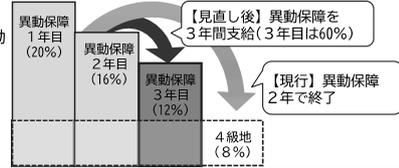
【見直し後】  
16都府県  
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定)	支給地域の例 (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、 広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 静岡県、三重県、 滋賀県、兵庫県、 奈良県、広島県、 福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

## 異動保障の延長 [令和7年4月以降の異動者に適用]

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
  - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%  
→4級地8%に異動



## 見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地(20%)		東京都：特別区
2級地(16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地(12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地(8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地(4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山県：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

# 給与制度のアップデート 措置内容 ③その他諸手当

## 扶養手当の見直し

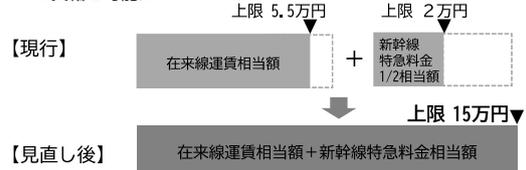
- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
  - ✓ 配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化に対応
  - ✓ 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(-) 7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行(-) 8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

## 通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- 通勤手当の手当額を大きく引上げ
  - ✓ 支給限度額を15万円に引上げ
  - ✓ 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大
  - ✓ 採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に
  - ✓ 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に



## 管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
  - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額適用職員のみ	指定職職員、専門スタッフ職職員(2級以上)、特定任期付職員、任期付研究員(招へい型)を追加

## 再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給
  - ✓ 地域手当の異動保障等
  - ✓ 研究員調整手当
  - ✓ 住居手当
  - ✓ 特地勤務手当(準ずる手当含む)
  - ✓ 寒冷地手当

[地域手当の異動保障、特地勤務手当に準ずる手当は令和7年4月以降の異動者に適用]
- 各手当の支給額は一般の職員と同様

7

# 給与制度のアップデート 措置内容 ④ボーナス

## 勤勉手当の成績率の上限引上げ等

- 本省省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の成績率(支給月数に相当)の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
- 各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増やせるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直し

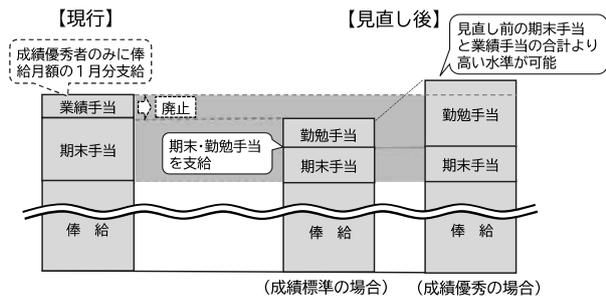
## 【勤勉手当の成績率及び人員分布率(一般職員の場合)】

	現行	見直し後
「特に優秀」区分の成績率上限	平均支給月数の2倍 2.05 (平均支給月数1.025)	平均支給月数の3倍 3.15 (平均支給月数1.05)
上位の成績区分の人員分布率	特に優秀：5%以上 優秀：25%以上	「特に優秀」と「優秀」を合わせて30%以上(うち「特に優秀」を5%以上)*

※例えば、「特に優秀」10%、「優秀」20%とするなど柔軟な適用が可能になる。

## 特定任期付職員のボーナス拡充

- 期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
  - ✓ 特定任期付職員業績手当を廃止
  - ✓ 成績優秀者は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準を可能に
  - ✓ 成績標準者は、見直し前の期末手当と同水準



8

# 【参考】給与制度のアップデート 措置内容一覧

※特記するものを除き  
令和7年4月から実施

## 俸給

若年層競争力 職務職責重視 能力実績反映

- 新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ。採用市場での競争力のある水準に  
令和6年4月実施
- 係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善
- 本府省課室長級について、職務重視の体系に刷新。重い役割に見合う処遇を確保
  - 俸給月額の最低水準引上げ、隣接する級間の俸給月額の重なり解消などにより、昇格時に給与が大きく上がる仕組みに
  - 成績優秀者は昇給により更に大きな給与上昇を確保

## 地域手当

地域給与反映

- 地域の民間賃金に関する最新データを反映
- 隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏まえ、支給地域等を見直し
  - 支給地域：市町村単位から都道府県単位へ広域化。民間賃金の高い中核的な市は個別指定
  - 級地区分：7段階から5段階へ削減
  - 激変緩和：支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制、1年1ポイントずつ段階実施。引上げは都道府県割合の1段階上までに抑制、原資の状況を踏まえて段階的実施
- 異動保障を2年間から3年間に延長
- 今後の見直しは現行の10年より短期間で実施

【見直し後の支給地域】 16都府県+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

## その他諸手当

採用・異動ニーズ 環境変化対応

- 通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消
- 新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和
- 単身赴任手当を採用時から支給可能に
- 管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保
- 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応

## ボーナス

能力実績反映

- 勤勉手当の成績率上限を引き上げ、平均支給月数の3倍に設定。特に高い業績を挙げた者のボーナス増額を可能に
- 特定任期付職員にも勤勉手当支給。勤務成績を適時に反映し、優秀な専門人材の年収増を可能に

## 再任用職員

採用・異動ニーズ

- 異動に資する手当(地域手当の異動保障、住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)を支給。多様な人事配置での活躍を支援